

評議員会議事録

- 1 開催日時 令和7年6月25日（水）午前10時30分～
- 2 開催場所 大阪市立社会福祉センター3階 第1会議室
- 3 議事の内容

司 会

定刻がまいりましたので、ただ今から評議員会を開催いたします。

本日の出席状況でございますが、評議員定数7名以上32名以内、現在員数23名、本日の出席者19名でございます。従いまして、評議員総数の過半数に達しておりますので、定款第15条第2項の規定により、本会議は有効に成立していることをご報告いたします。

なお、本日の議案について、特別の利害関係を有する評議員の出席はございません。

次に、本会の管理職に異動がございましたので、ご紹介申しあげます。

4月1日付けで就任いたしました真鍋 事務局長でございます。

堀江 事務局次長兼福祉部長でございます。

安森 総務部長でございます。

加藤 福祉部地域福祉推進担当課長でございます。

次に、今回、お配りしております、資料の確認をさせていただきます。

（資 料 確 認）

それでは、ただ今から議事に入りますが、評議員会の議長は定款第15条第1項の規定により、その都度評議員の互選とすることになっておりますが、慣例により、こちらから、ご指名させていただいて、よろしいでしょうか。

（異 議 な し）

異議なしということでございますので、議長を東淀川区社会福祉協議会会長の吉田評議員にお願いいたします。

吉田評議員、恐れ入りますが、議長席へお願いいたします。

吉 田 議 長

東淀川区社会福祉協議会の吉田でございます。

皆様のご協力をいただきまして、議事を円滑に進めて参りたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

まず、評議員会の議事録署名人を決めさせていただきます。

議事録の署名人は、定款により2名選任することになっておりますが、こちらから指名させていただいて、よろしいでしょうか。

（異 議 な し）

異議なしということですので、議事録の署名人は、天王寺区社会福祉協議会会長の一本松三雪評議員と、大阪市手をつなぐ育成会理事長の長谷川美智代評議員にお願いします。

どうぞよろしくお願いいたします。

<第1号議案> 令和6年度事業報告及び決算報告（案）について

吉 田 議 長

それでは、議案書に基づきまして、議事を進めてまいります。

第1号議案の令和6年度事業報告及び決算報告（案）について、事務局から一括して説明してください。

堀 江 次 長

事務局次長兼福祉部長の堀江です。第1号議案、令和6年度事業報告（案）につきまして、ご説明申しあげます。資料1の1頁をご覧ください。全文を読みあげさせていただきます。

わが国では、急速な少子高齢化の進展や単身世帯の増加等の影響により、地域における人のつながりの希薄化のみならず、国内外の社会情勢等を背景とした物価高騰の影響も受け、生活困窮状態に陥り生活再建の課題を抱える人や社会的に孤立する人々が増えるなど、地域生活課題がより一層、複雑・多様化、深刻化している。

このような中、「つながり・支え合うことができる福祉コミュニティづくり」を基本理念とした「第3期大阪市地域福祉活動推進計画」（令和6～8年度）の初年度として、本会及び各区社会福祉協議会が着実に計画を推進していくため、具体的な取組みと数値目標を掲げた実行計画を作成するとともに、重点推進項目である地域づくり・相談支援双方からの「参加支援」の取組みについて、課題を抱える当事者の社会参加を支援する「個別の相談支援からの参加支援」に関する実践事例を各区社会福祉協議会から収集やヒアリングを行い、職員が備えるべき視点や支援策を整理した手引きを作成した。

また、令和6年1月に発生した能登半島地震への支援活動として、近畿ブロックの各社協と連携して、七尾市社協の災害ボランティアセンター運営支援のため、職員19人を派遣するとともに、被災地支援のボランティアバスを輪島市社協に2回運行し、ボランティア51人の参加があった。また、奥能登地域を中心とした豪雨災害が発生したことを受け、輪島市社協の災害ボランティアセンターに職員を1人派遣し、支援活動に取り組んだ。一連の活動で得た気づきを今後の災害支援活動につなげるため、派遣職員による報告会を実施したほか、地域福祉シンポジウムで現地の状況を広く発信した。

さらに、安定的・継続的な事業展開に向けた組織基盤の強化として、既卒者を対象とした就職個別相談会を新たに開催するなど人材の確保・育成に関わる取組みを積極的に進めるとともに、新たな人事・給与システムを導入し、大幅な業務の効率化を図った。

以上、本会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、多様な活動主体と共に地域福祉を推進するという社協の役割・責務を果たしながら、互いに助け合い・支え合う地域共生社会と「一人ひとりの人権が尊重されるやさしさとぬくもりのある福祉によるまちづくり」の実現に向け、積極的に事業を推進した。

続きまして、2頁「取組み実施状況」をご覧ください。ただいまご説明いたしました令和6年度の実業報告の概要に沿いまして、本会が取り組んでまいりました個別の実業について記載しております。

主な内容につきましてご説明いたします。

2頁「1 組織基盤の強化」につきましては、人材の確保・育成・定着、財政基盤の強化等に取り組んでおり、(1)の人材確保につきましては、新卒者・既卒者あわせまして26人の職員を採用しました。また、インターンシップに関して学生・大学の教員向けのアンケート調査や社協仕事体験を試行的に取り組みました。(3)法人運営機能の強化では、人事・給与システムをクラウド型の新システムに移行させ、人事・給与データの一括管理や、年末調整業務、職員採解事務等の大幅な効率化につなげました。

3 頁「2 第 3 期 大阪市地域福祉活動推進計画の推進」につきましては、計画の初年度として、計画の「概要版」を作成し、広く周知・啓発しました。また、計画の推進に向けまして、本会及び区社協ごとに具体的な取組みと数値目標を設定した実行計画を策定し、進捗や成果を確認し、区社協の取組み推進を支援いたしました。本計画の重点項目でもあります参加支援につきましては、令和 6 年度は課題を抱える当事者の社会参加を支援していくため、「個別の相談支援からの参加支援」に関する実践事例のヒアリングを踏まえ、支援の視点や方法等を整理した手引きを作成いたしました。

4 頁「3 重層的支援体制整備事業を見据えた区社協への支援強化」につきましては、特に (1) のア 重層的支援体制整備事業の実施を見据えた大阪市との検討・協議ですが、令和 7 年度からの実施に向け、大阪市と検討・協議を重ねました。そうしたなかで、国の枠組みに即した事業実施が困難であることが判明したため、大阪市としての交付金申請は見送ることとなりましたが、重層的支援体制整備事業の目的や考え方に沿って、包括的支援体制の充実に向けて、既存の交付金事業や見守り相談室、体制整備事業、地域包括支援センター事業等の継続推進とさらなる事業間連携を推進するよう区社協を支援しました。

次に 6 頁に移りまして、「4 多様な主体・資源がつながる地域福祉活動の推進」の、(3) 福祉教育の充実ににつきまして、福祉教育の理念や進め方をまとめ、社協全体で取り組むという共通認識を図ることを目的に「社協が推進する福祉教育の手引き」を作成し、これを活用して研修等実施いたしました。

7 頁 (5) 認知症への理解を深める取組みの普及・啓発につきましては、認知症サポーター養成講座の開催支援や、オレンジサポーターを育成する研修の実施や支援、キャラバン・メイトの養成等、さまざまな取組みを実施いたしました。

8 頁 (6) アの大阪市ボランティア活動振興基金や、イの善意銀行の運営、ウの共同募金など、助成事業を通して、地域福祉活動を支援いたしました。

9 頁「5 地域福祉を支える人材確保及び育成強化」につきましては、(1) 福祉に関心を持つ人を広げるための啓発・情報発信の推進として、広報誌「大阪の社会福祉」や情報誌「ウェルおおさか」、ホームページを活用した情報発信を行い、10 頁に移りまして、(3) 福祉専門職の確保・育成・定着としましては、アに記載しております、福祉の仕事を目指す人を増やすことを目的として、大学や専門学校・高校に在学の学生を対象に、現在施設等で働いている若手職員から広く「福祉」の魅力と実状を伝えてもらう、福祉のおしごと魅力発見ミーティングを、大阪市社会事業施設協議会と共催で開催いたしました。また、エに記載の大阪市内で社会福祉の実践を行うグループや個人の研究活動や実践報告を掲載する研究誌「大阪市社会福祉研究」第 47 号を発行いたしました。

11 頁「6 暮らしの相談支援の充実」の (2) 生活福祉資金貸付事務事業につきましては、通常貸付とともに、令和 7 年度からの新型コロナウイルス感染症特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の拡充に向け、マニュアルの作成を通じて円滑に借受人の支援につながるよう取り組みました。

12 頁「7 暮らしの安心を支える権利擁護の推進」につきましては、(1) あんしんさぽーと事業、(2) 成年後見支援センター事業を通じて、権利擁護支援を推進してまいりました。

堀 江 次 長

13 頁「8 災害に備えた平時からの取組み及び被災地支援」につきましては、(1) に記載のように、職員の災害時における対応力の向上に向け、係長級職員を対象に災害ボランティアセンター運営者マネジメント研修を実施いたしました。(2) の平時からの環境整備としましては、災害時にも迅速かつ的確に対応できるよう、事業継続計画 (BCP) の改訂や、発災後速やかに災害対策本部を設置して活動ができる場所を確保するため、本会事務所を一部改修し、災害対策用スペースを整備いたしました。(3) の関係団体との連携強化につきましては、「災害時におけるボランティア支援に関する協定」を締結しているライオンズクラブ国際協会 335-B 地区と、より身近な地域での連携体制を強化できるよう、各区社協と担当ライオンズクラブとの協定締結に向けて調整し、令和 6 年度末で、23 区で締結が完了いたしました。また、被災地支援活動といたしまして、能登半島地震に関しまして、近畿ブロックの各社協と連携し、七尾市及び輪島市へ本会及び各区社協職員 20 人を派遣いたしました。また、被災された地域において復旧活動や復興支援を行うため、被災地支援活動ボランティアバスを 9 月に 2 回運行し、51 人のボランティア、うち、高校生や大学生等の学生 28 人と共に輪島市の復旧活動や復興支援に取り組みました。

14 頁「9 介護保険要介護認定調査・障がい支援区分認定調査事業」につきましては、19 区の要介護認定及び 15 区の障がい支援区分認定調査業務を担い、要介護・障がい調査あわせまして、約 11 万件の調査を実施いたしました。

最後に「10 福祉関係機関・団体との連携と協働」についてですが、地域福祉の推進に向け、(1) 大阪市民生委員児童委員協議会との連携、(2) 大阪府共同募金会との連携、(3) 大阪市社会事業施設協議会、区社会福祉施設連絡会への活動支援と連携強化、(5) 近畿ブロック指定都市社協会議の開催などに取り組みました。

事業報告は以上でございます。

安 森 部 長

総務部長の安森でございます。

引き続きまして、令和 6 年度決算報告 (案) についてご説明いたします。

資料 1、16 頁をご覧ください。

令和 6 年度決算報告の概要ですが、法人全体としては、事業資金が増加するなど、健全な決算となりました。

また、コロナ禍における生活福祉資金特例貸付の借受人へのフォローアップ支援事業を引き続き実施しました。

それでは、令和 6 年度の財務活動についてご説明いたします。

事業運営の透明性の向上の観点から、貸借対照表・事業活動計算書・資金収支計算書といった計算書類等の公表が義務付けられており、それぞれの計算書類における、本会の全体的な財政状態・経営状況・資金繰りの状況についてご説明いたします。

では、「1 法人全体の状況」(1) 貸借対照表をご覧ください。

貸借対照表は、3 月 31 日時点の本会のすべての資産・負債・純資産の残高を表します。特に、純資産の増減は、組織の財政基盤の健全性を表す指標となりますことから、前年度決算額との比較によりまして、今年度の財政状態についてご説明いたします。

安 森 部 長

令和6年度の3月31日時点の資産総額は、表左にありますように、30億6,841万1,373円、負債総額は表右上段にありますように4億2,564万62円、その差額、組織の財政基盤を表す純資産額は表右側下段にありますように26億4,277万1,311円でございます。

一方、昨年度の純資産額は、表の外、右枠の下にありますように、25億4,420万3,459円であり、今年度と比較しますと残高が増加しておりますことから、財政基盤が強化されたと言えます。

次に、(2) 事業活動計算書をご覧ください。

事業活動計算書は、4月1日から3月31日における本会の経営成績を表します。特に、当期活動増減差額は、一般には当期純利益と呼ばれ、プラスであれば財政基盤が強化されたとされることから、組織の経営状況を判断する指標となります。

今年度の収益総額は表右にありますように39億2,748万9,606円、費用総額は表左上段にありますように39億7,945万1,719円であり、その差額はマイナス5,196万2,113円となっております。マイナスの要因としましては、保有している債券の市場価格が下落したことによる評価損が主な原因ですが、これら債券は満期まで保有するものであり、評価損を除外した当期活動増減差額は、枠外左側にありますようにプラスの4,838万7,523円であることから、経営状況は健全であると言えます。

続きまして、資料17頁(3) 資金収支計算書をご覧ください。

資金収支計算書は、4月1日から3月31日における、本会の事業資金の収支内訳を表します。特に、当期末支払資金残高は、次年度へ繰り越すことのできる事業資金額を表します。

今年度の収入総額は、表中央の決算欄の最上段にありますように、38億8,265万1,720円、支出総額はその下にありますように39億3,835万3,800円となっており、収入と支出の差額を表す当期資金収支差額は、その下にありますようにマイナス5,570万2,080円となっております。マイナスの要因としましては、法人運営事業からボランティア活動振興基金へ貸し付けている事業資金1億5,000万円について、顧問税理士法人の指導により、流動資産から固定資産へ科目変更したことによるものです。科目変更による増減を除外した当期の収支を矢印先に記載しておりますが、その当期資金収支差額はプラスの7,857万2,231円となっておりますことから、前年度と比較して事業資金を増加させることができたと言えます。

続きまして、資料18頁「2 事業ごとの主な状況・特筆事項」をご覧ください。

ここでは、各事業の資金収支計算書をもとに、各事業での特筆すべき事業内容について、ご説明いたします。

それでは、①法人運営事業をご覧ください。

経常経費寄附金収入について、予算額100万円のところ、市民及び法人からのご寄附により決算額214万7,927円となりました。

次に業務委託費について、令和6年度に計画しておりました人事・給与システムの再構築及び新グループウェアの導入経費について、予算内に抑えております。

安 森 部 長

事業費につきましては、能登半島地震・豪雨災害に係る被災地の災害ボランティアセンターの運営支援のための職員を派遣したことに伴い発生したものです。

また、独自事業として、被災地支援活動ボランティアバスを2回運行した経費等が発生しました。参加費収入については、ボランティアバス運行に係る参加者から集金したのですが、高校生・大学生については参加費を半額にし、参加しやすくしたことで、参加者51人中、28人の高校生・大学生の参加がありました。

最後に、災害時ボランティア活動支援積立金資産支出ですが、予算どおり200万円を積み立てました。同積立金については、大阪市における大規模災害に備えるため、令和元年度から積み立てておりますが、次年度以降も計画的に積み立ててまいります。

続いて②地域こども支援ネットワーク事業です。

助成金収入について、予算額300万円のところ、決算額567万7,403円となっております。地域こども支援ネットワーク事業は、自主財源のほか、大阪市からの補助金と、事業に賛同いただいた施設や市民からの協力金を原資としています。今年度は延べ79件もの団体・市民から予算を上回る協力金をいただきました。

以下、③・④では、各事業における今年度助成件数・貸付件数を備考欄に記載しております。それぞれ、善意銀行事業における助成件数は24件、ボランティア活動振興基金事業における助成件数は156件となっております。

最後に、資料80頁 令和6年度社会福祉充実残額算定シートをご覧ください。

これは、厚生労働省が定めた社会福祉充実残額算定シートのうち、本会では不要な項目を省略して、A4サイズに調整したものです。結果、資料81頁の最下段にありますように、社会福祉充実残額はマイナス26億734万円となっておりますので、社会福祉充実計画を策定する必要がないことをご報告いたします。

以上、令和6年度決算報告（案）についてご説明いたしました。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

吉 田 議 長

ただ今、令和6年度事業報告及び決算報告（案）について説明がありましたが、皆様からのご質問をお受けする前に、事務局から監査報告をお願いします。

安 森 部 長

資料1、77頁をご覧ください。

令和7年6月2日、市社協事務局において、新田監事と羽賀監事によりまして、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの理事の業務執行状況について、監査いただきました。

あわせて、会計監査人である「辻・本郷監査法人」から両監事に78頁の「独立監査人の監査報告書」に基づき、会計監査結果についての報告がありました。

監査報告書にありますように、1 事業報告等の監査結果 2 計算関係書類及び財産目録の監査結果については、相当であるとの署名いただきましたことをご報告いたします。

以上です。

吉 田 議 長 それでは、皆様からのご質問をお受けいたします。いかがでしょうか。

山 田 評 議 員 36 頁の法人運営事業の資金収支計算書について、負担金収入の予算と決算の差異が大きい理由を教えてくださいと思います。

安 森 部 長 人事・給与システム再構築や新たなグループウェア導入に係る経費のうち区社協負担に係る部分を予算計上しておりましたが、いずれも予算内で執行できたことから区社協へ負担いただく金額も少なくなったことが主な理由です。

吉 田 議 長 他によろしいでしょうか。
ご意見ご質問ないようでしたら、ご承認いただけますでしょうか。
ご承認の場合は、挙手をお願いします。

（ 異 議 な し ）

異議なしということですので、第 1 号議案は原案どおり決定されました。

<第 2 号議案> 理事及び監事の選任について

吉 田 議 長 続きまして、第 2 号議案でございますが、吉村常務理事、浅井理事につきましては、理事候補者でございますので、一旦退席をお願いします。

（ 退 席 後 ）

それでは、事務局から説明してください。

真 鍋 局 長 事務局長の真鍋です。

第 2 号議案理事及び監事の選任につきまして、ご説明いたします。

理事及び監事の任期は、本評議員会の終結時までとなっており、次の任期における理事及び監事を選任する必要があることから、6 月 10 日に開催しました理事会において推薦された各候補者の選任につきまして、お諮りするものです。

はじめに、資料 2 の 6 頁、理事・監事・会計監査人選任規程、第 2 条をご覧ください。理事の選任は（1）の区社会福祉協議会の代表者から、（4）の社会福祉関係公務員、社会福祉に関係ある団体の代表者及び学識経験者等、までの 4 つの区分から選任すると規定しております。

それでは、1 頁にお戻りください。

理事（案）ですが、「区社会福祉協議会の代表者」といたしまして、

大阪市都島区社会福祉協議会会長の前田起平様

大阪市中心区社会福祉協議会会長の浦野皖次様

大阪市西淀川区社会福祉協議会会長の太垣純一様

大阪市淀川区社会福祉協議会会長の三田和夫様

大阪市東成区社会福祉協議会会長の清水弘様

大阪市生野区社会福祉協議会会長の多田龍弘様

大阪市阿倍野区社会福祉協議会会長の永岡正己様

大阪市東住吉区社会福祉協議会会長の川本公夫様

2 頁に移りまして、新たに選任する理事といたしまして、

大阪市此花区社会福祉協議会会長の岩井政人様

大阪市大正区社会福祉協議会会長の川上満様

真 鍋 局 長 をお願いしたいと存じます。

お二方ともこれまで区社協会長及び本会評議員としてご尽力いただいております。

続きまして、「公私社会福祉事業施設・団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者」といたしまして、

大阪市地域女性団体協議会会長の前田葉子様

大阪市社会事業施設協議会会長の川端均様

大阪市身体障害者団体協議会会長の手嶋勇一様

「民生委員・児童委員等奉仕者の代表者」といたしまして、

大阪市民生委員児童委員協議会会長の小嶋憲子様

大阪市民生委員児童委員協議会副会長の栗野太一郎様

3 頁に移りまして、「社会福祉関係公務員、社会福祉に関係ある団体の代表者及び学識経験者等」といたしまして、

大阪市こども青少年局長の佐藤充子様

本会常務理事の吉村浩

本会常勤理事の浅井俊之

新たな候補者といたしまして、

大阪市福祉局長の向井順子様

弁護士の下川清様

を推薦いたしたく存じます。

向井様は大阪市福祉局生活困窮者自立支援室長を歴任され、令和 7 年 4 月 1 日から大阪市福祉局長に就任されております。

下川様は本会の顧問弁護士として長年にわたりご助言やご指導をいただいております、本会事業に精通されております。

以上が、理事（案）でございます。

続きまして、監事（案）でございます。

7 頁の選任規程、第 3 条第 2 項をご覧ください。監事の選任につきまして、1 名は財務諸表を監査し得る者、1 名は社会福祉事業について見識を有する者と規定しています。

それでは、4 頁にお戻りください。

現在も監事としてご尽力いただいております、

税理士の羽賀順一様

大阪市老人福祉施設連盟業務執行理事の新田正尚様

監事の選任にあたっては、現監事の同意を得たうえで評議員会にて選任することとなっていることから、5 頁に両監事に同意いただいた資料を添付しております。

今回、理事及び監事候補者の皆さまは、社会福祉法に定められた事項に係る確認書も提出いただいております。

以上、理事及び監事候補者の選任についてご説明いたしました。

よろしくお願いいたします。

吉 田 議 長 ただ今、理事及び監事の選任について、説明がありましたが、定款第 15 条第 4 項の規定により、理事及び監事の選任にあたっては、候補者ごとに決議をとる

吉 田 議 長

こととなっております。

私から、候補者のお名前をお一人ずつ読みあげますので、ご承認の場合は、挙手をもってかえさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料2の1頁、理事の選任でございます。

前田起平さん

(挙 手)

浦野皖次さん

(挙 手)

大垣純一さん

(挙 手)

三田和夫さん

(挙 手)

清水弘さん

(挙 手)

多田龍弘さん

(挙 手)

永岡正己さん

(挙 手)

川本公夫さん

(挙 手)

2 頁に移りまして、

岩井政人さん

(挙 手)

川上満さん

(挙 手)

前田葉子さん

(挙 手)

川端均さん

(挙 手)

手嶋勇一さん

(挙 手)

小嶋憲子さん

(挙 手)

栞野太一郎さん

(挙 手)

3 頁に移りまして、

佐藤充子さん

(挙 手)

吉村浩さん

(挙 手)

浅井俊之さん

(挙 手)

向井順子さん
(挙 手)

川下清さん

(举 手)

挙手をもって、お一人ずつ決議をいただきましたので、20 名のみなさんを、令和 7 年 6 月 25 日から令和 8 年度会計に係る定時評議員会終結時を任期として理事に選任いたします。

それでは、ここで、吉村常務理事、浅井理事に着席いただきます。

(着 席)

続きまして、資料 2 の 4 頁、監事の選任でございます。

羽賀順一さん

(举 手)

新田正尚さん

(举 手)

ありがとうございました。

挙手をもって、お一人ずつ決議をいただきましたので、令和7年6月25日から令和8年度会計に係る定時評議員会終結時を任期として監事に選任いたします。

本日の予定は以上となります。

ご協力を頂きまして、誠にありがとうございました。

司 会 最後に今任期をもちまして小玉評議員、山下評議員、山田裕子評議員、山本寛評議員が評議員をご退任されることとなりました。

皆さまにおかれましては、本会の評議員として各般にわたりご尽力をいただき誠にありがとうございました。4名の皆さまからそれぞれご挨拶いただきますので、まずは小玉評議員からよろしくお願いします。

小玉評議員 (あいさつ)

山下評議員 (あいさつ)

山田評議員 (あいさつ)

山本評議員 (あいさつ)

司 会 皆さまありがとうございました。評議員をご退任されましても、今後とも社協活動の推進にご支援ご協力賜りますようお願い申し上げます。

今後の予定でございますが、令和 8 年度の事業計画及び予算等についてご審議いただきます評議員会を令和 8 年 3 月 25 日（水）、午後 1 時 30 分から、市立社会福祉センターで開催いたしますので、ご予約くださいますようよろしくお願いいたします。

本日は、ご多用の中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。